

ノート PC・モバイル Wi-Fi ルーターの無償貸出における遵守事項

1. 自宅（下宿先）にパソコンがない、あるいは通信環境に不安がある学生を対象に大学より無償にて機器を貸与することで遠隔授業に早期に無理がない形で受講できるよう支援することを目的とする。なお、台数には限りがあるため、申し込みが多数の場合は抽選とする。
2. 2020 年度前期授業期間中を貸与期限とし、期間終了後 1 週間以内に桃山学院教育大学総務グループ 学術・情報支援室へ返却するものとする。具体的な返却期限・方法については、UNIVERSAL PASSPORT を通じて別途通知する。なお、モバイル Wi-Fi ルーターは月々の回線利用料が発生するため、返却が遅滞した分の利用料金は貸与対象者（学生）の負担とする。
3. 貸与期間中において、休学、退学、自己で機材を購入するなど貸与理由が消滅した場合は、直ちに返却しなければならない。
4. 貸与機材については貸与対象者が保管・管理等の義務を負い、盗難・紛失・破損等の事故が生じたときは、生じた損害については貸与対象者がその責をすべて負うものとする。
5. 貸与機材についてハードウェアに一切の変更を加えてはならない。また、ソフトウェアのインストール、削除などの変更を加えてはならない。ただし、授業におけるソフトウェアの設定などはこの限りではない。
6. 貸与機材をいかなる形態、理由に関わらず、他者の利用に供してはならない。
7. 貸与機材をいかなる形態、理由に関わらず、担保物件としてはならない。
8. 貸与期間中は、貸与機材のセキュリティに配慮し、OS およびウイルス対策ソフトウェアのアップデートを適宜適用し運用しなければならない。
9. 貸与機材を学習以外に使用してはならない。
10. 貸与機材について大学管理者から指示があった場合は、その指示に従わなければならない。指示については、「ノート PC・モバイル Wi-Fi ルーターの無償貸出アンケート」にて取得した緊急連絡先または、大学貸与のメールアドレス（学籍番号@andrew-edu.ac.jp）、UNIVERSAL PASSPORT を通じて指示するものとする。
11. 貸与機器で作成したファイル等の管理やバックアップは貸与対象者の責任において実施する。なお、貸与機材は返却後直ちに初期化がなされる。
12. 上記事項に従わなかったことにより生じた損害については、金銭その他による賠償の責任を貸与対象者が負うものとする。

以上